

令和8年度 貸切バスを利用した県内グループ旅行

商品造成支援金交付（概要版）

国内外からの団体旅行の誘致ならびに旅行需要の平準化、静岡県内の周遊及び消費拡大を促進するため、静岡県を周遊する貸切バスを利用したグループ旅行を実施する旅行会社に対し、予算の範囲内において支援金を交付します。

【交付対象者】

旅行業法第3条及び第23条の登録を受けている旅行会社

※過去（5年間）の不正交付で返還または申請取消の処分を受けた旅行会社は対象外

【対象となる旅行の期間】

出発日：令和8年9月1日（火）

帰着日：令和9年2月28日（日）

【交付要件】

- ・静岡県内に平日（※1）に1泊以上する10名以上の団体旅行であること
（※宿泊した翌日が平日でない場合や公立の宿泊施設利用は対象外）
- ・旅行行程のうち、静岡県内に本社を持つ貸切バスを2日以上利用すること
- ・旅行行程において、静岡県を観光する行程を設定すること（※2）
（※1）平日とは、土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12/29-1/3）を除く月曜日から金曜日
（※2）協会が発行した「令和8年度静岡県グループ・団体旅行造成のヒント」に掲載されている観光施設、観光団体、飲食施設を利用すること
※2の詳細は、交付要綱にてご確認ください。
- ・静岡県観光協会及び静岡県が実施する他の貸切バス利用に対する助成を受けていないこと

【交付額】

- ・貸切バス1台につき30,000円（※1事業所あたり上限600,000円）
- ・上記に加え、以下①・②の加算条件あり（加算条件の重複は可）
 - ② 旅行行程に富士山静岡空港または駿河湾フェリーを利用：1台につき10,000円
 - ② 静岡県内に2泊以上する団体旅行：1台につき10,000円

【受付開始】

令和8年7月1日（水）予定

【申請方法】

詳細は、後日ご案内いたします。

【問合せ先】

公益社団法人静岡県観光協会

国内マーケティング課 小澤・渥美

電話：054-202-5595（平日8:30～17:15）

Mail：kokunai_1@shizuoka-tourism.or.jp